

県民会議だより

ぼうつい

暴 追

No. 85

7.1.2022

暴力団三ない運動
恐れないと
金を出さない
利用しない

プラスワン
+1

交際しない



騎馬武者像

写真提供：千葉市郷土博物館



公 益 財團法人 千葉県暴力団追放県民会議

(千葉県公安委員会指定)千葉県暴力追放運動推進センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

ツイニゴヨー ヤクザ ゼロ

TEL 043-254-8930

オーヤクザゴヨー
フリーダイヤル 0120-089354



千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部
捜査第四課長 飯田 耕士

暑中お見舞い申し上げます。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の役職員及び賛助会員の皆様、並びに暴力団追放運動に携わっておられる皆様には、平素から暴力団対策に関する活動をはじめ、警察業務各般にわたり深いご理解と多大なご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、暴力団情勢に目を向けてみると、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が公布された平成3年当時、全国で約9万1,000人いた暴力団構成員等は、昨年末現在約2万4,000人と大幅に減少しており、これは、ひとえに千葉県暴力団追放県民会議が中心となり、社会が一丸となって取り組んでいただいた一つの成果であると考えております。

しかしながら、山口組の分裂に伴う対立抗争が長期化しており、全国的には、これに起因するとみられる銃器等を使用した凶悪事件が断続的に発生するなど、依然として予断を許さない状況にあります。また、暴力団は、賭博や覚醒剤等の違法薬物の密売、みかじめ料等の徴収といった旧来からの資金獲得活動に加え、最近では、新型コロナウイルス感染禍に乘じた各種公的給付金の不正受給や社会問題となっている特殊詐欺への関与を深めるなど、社会経済情勢を巧みに利用しながら、資金獲得を多様化させております。

暴力団の弱体化・壊滅は、警察のみで成し遂げられるものではなく、県警、県民会議、県弁護士会、自治体等の関係機関・団体が連携した上で、県民や事業者の方々と一致団結し、社会全体で取り組む必要があります。

千葉県暴力団追放県民会議におかれましては、地域・職域における暴力団追放運動の中核として、その時々の情勢や事象に合わせた様々な取組をしていただき、社会における暴力団排除機運の定着に多大な功績を残されております。

さらに、本年は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行30周年という節目の年であることから、こうした取組への期待は一層高まるものと考えられます。

県警といたしましては、千葉県暴力団追放県民会議をはじめ、関係機関・団体の皆様と緊密な連携を図りながら、暴力団犯罪の取締りと暴力団排除活動を徹底し、県民の安全で安心な生活の確保に努めてまいりますので、皆様からの変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、巻頭のご挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞

令和3年度暴力追放功労者表彰者及び暴力追放功労団体表彰が決定し、次の個人・団体が表彰されました。

暴力追放功労者



千葉県弁護士会
民事介入暴力被害者救済センター委員
弁護士 豊田秀吉様



千葉県弁護士会
民事介入暴力被害者救済センター委員
弁護士 村田純一様

暴力追放功労団体表彰



茂原警察署管内
暴力団排除対策協議会様



鴨川市旅館・ホテル
暴力団排除連絡会様

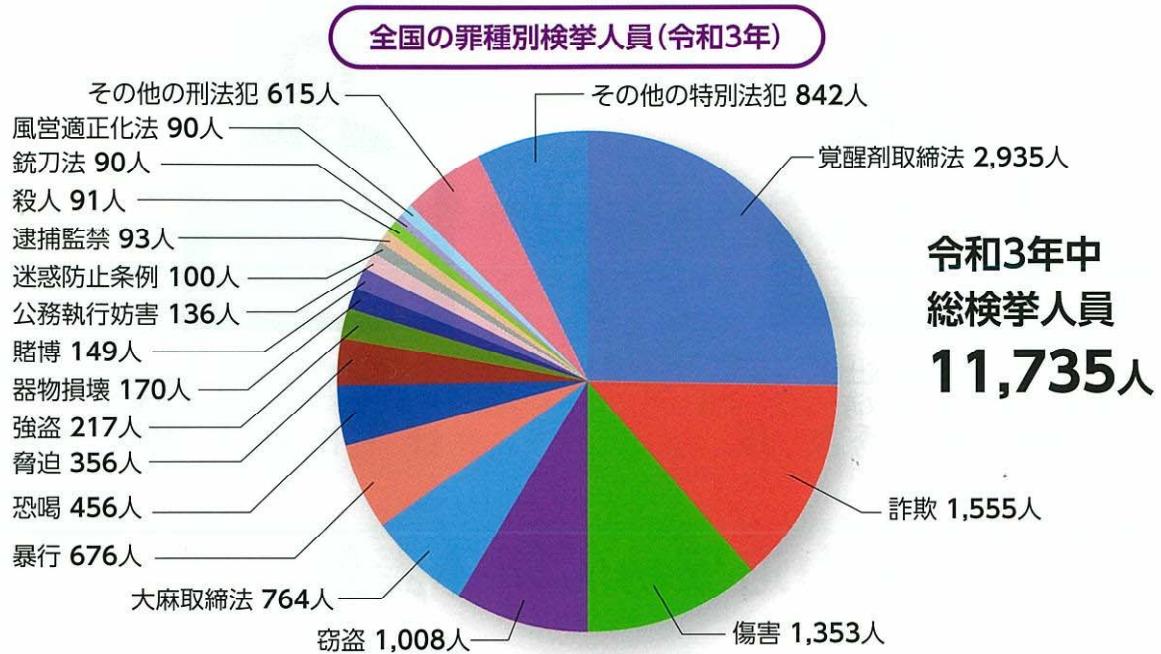


東金警察署管内暴力団排除対策協議会様

暴力団犯罪の現況

① 全国の現況

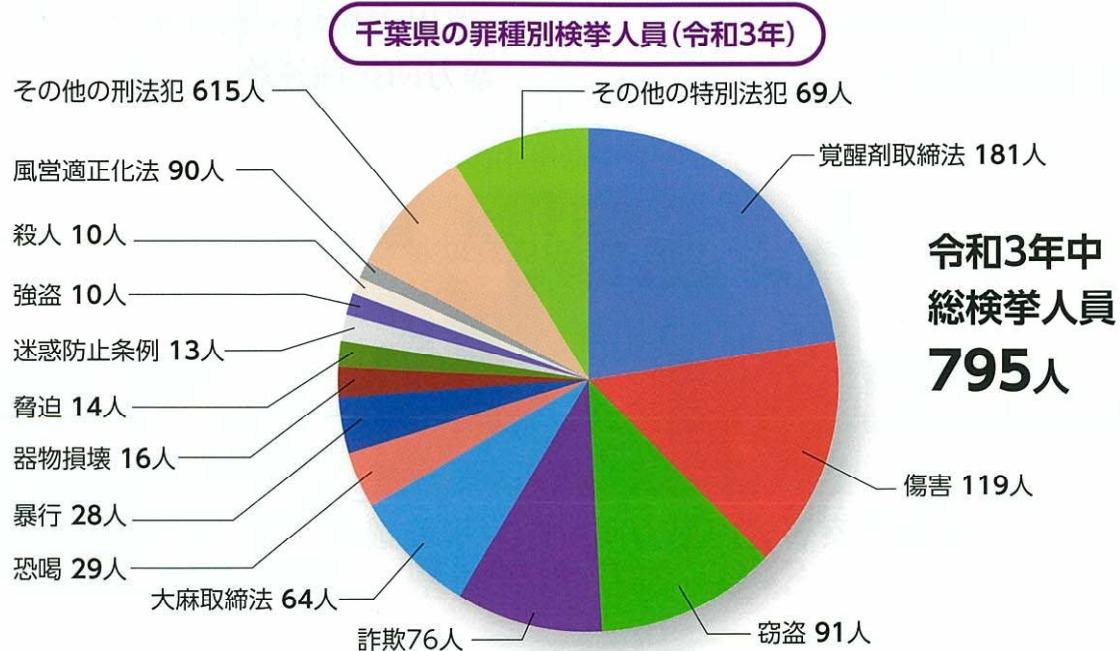
令和3年中における全国の暴力団構成員等の検挙人員は11,735人で、前年に比べ1,454人減少しています。このうち、暴力団構成員の検挙人員は、2,238人で、前年に比べ323人減少しています。



② 千葉県の現況

令和3年中における千葉県の暴力団構成員等の検挙人員は795人で、前年に比べ42人減少しています。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団組織の威力を背景とした暴力的 requirement 行為等に対して発出した行政命令の件数は104件で、前年に比べ3件増加しています。

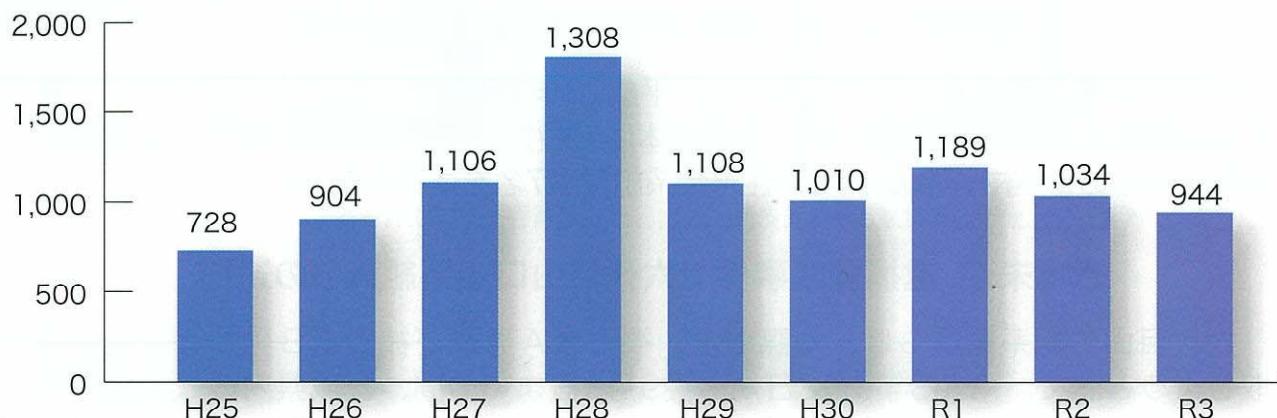


令和3年中の暴力相談概要

令和3年中に(公財)千葉県暴力団追放県民会議に寄せられた暴力相談の件数は、944件(前年比-90)「面接15件、電話805件、文書124件」でした。

相談の概要は下図のとおりですが、千葉県暴力団排除条例が施行された平成23年以降年々増加傾向にあり、平成27年以降は年間1,000件超で推移していましたが、最近は減少傾向に転じ令和3年は1,000件を割りました。コロナ禍が影響して面接相談が減少し、文書相談が増加しました。

相談件数の推移



相談の内容

暴対法第9条関係の相談	0件
民事関係の相談	2件
刑罰法令関係の相談	10件
離脱・就労関係の相談	2件
行政対象暴力関係の相談	0件
県民会議事業等の相談	5件
暴力団排除活動に関する相談	925件
合 計	944件

相談者の職業

金融・保険業	595件
不動産業	61件
農林水産業、運輸業	119件
建設業・産廃業	32件
卸・小売業等	7件
公益事業	34件
サービス業等	18件
ゴルフ場等娯楽業	13件
公務員	4件
その他	36件
不明	25件

暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

県民会議では暴力団員による不当な行為に関する相談や契約等の相手方が暴力団員であるか否かの照会に対しては、専門的知識・経験を有する常勤の暴力追放相談委員、非常勤の弁護士・少年指導委員・保護司等により無料で対応するほか、警察・弁護士等関係機関と連携し、適切に対応しています。

捜査事件コーナー

No.52

捜査第四課

暴力団は、組織の維持・拡大を図るために、伝統的な資金獲得活動のほか、社会情勢の変化に応じた犯罪を敢行し、ありとあらゆる手段を用いて資金を獲得していることから、社会全体で、暴力団排除を推進し、暴力団を追い詰めていきましょう。

今回は、本年扱った事件等の一部について紹介します。

逮捕監禁、殺人事件で住吉会系組員らを逮捕

住吉会系暴力団組員らは、共謀の上、平成26年3月14日、松戸市内において、被害者を拉致して、殺意をもって、その身体に手段方法不明の暴行を加え、被害者を殺害したとの事実で、令和4年2月住吉会系組員ら7名を逮捕した。

恐喝未遂、逮捕監禁事件で六代目山口組系組員らの逮捕

六代目山口組系組員らは、共謀の上、被害者A男及び被害者B男から現金を喝取しようと企て、令和3年9月8日から翌9月9日までの間、茨城県内の飲食店内等において、被害者A男に対し、殴る蹴る等の暴行を加え、その間、被害者A男を無理やり自動車に乗車させて監禁して同県内の別の場所に移動し、そこでさらなる暴行を加え、その後、同県内に所在する飲食店内において誓約書を書かせるとともに、被害者B男に対しても誓約書に連帯保証人としての連名を強要し、現金を脅し取ろうとしたが、被害者が警察に届け出たため、その目的を遂げなかつたとの事実で、六代目山口組系組員ら4名を逮捕した。

住吉会系傘下組織組員に対する再発防止命令の発出

違反行為者は、令和元年12月27日から令和2年12月下旬にかけて、八千代市内に所在する飲食店等に対し、正月飾り物を購入することを要求したこと等から、令和2年11月18日付けで八千代警察署長から5件、令和3年11月11日及び同月18日付けで市川警察署長から2件の中止命令を受けているが、千葉県公安委員会は、違反行為者が今後も反復して類似の要求行為を行うおそれがあるとして、発出から1年間、同種要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した。



捜査第四課 お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係まで

県警本部電話 043-201-0110(代表)

協議会・総会・研修会等の開催

◆ 千葉県暴力団追放県民会議3月定時理事会

(令和4年3月16日)



◆ 暴力追放相談員委嘱式

(令和4年4月13日)



◆ 千葉県暴力団追放県民会議定時理事会

(令和4年5月23日)



◆ 生保警察連絡協議会・情報連絡会

(令和4年5月13日)



◆ 千葉県遊技業協同組合第56回通常総会

(令和4年6月7日)



◆ 令和4年度 評議員会

(令和4年6月16日)



適格都道府県センター制度

千葉県暴力団追放県民会議（千葉県暴力追放運動推進センター）は、平成26年2月27日、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けました。これにより指定暴力団等の事務所が存在する付近住民の皆さん等からの委託を受け、県民会議が原告となって暴力団事務所使用差止請求等の訴訟を行うようになりました。

- 地域住民からの指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センターにおいて、弁護士等の専門知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることに決まれば、住民と暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が行います。

国家公安委員会

認定

認定申請

暴追センター
(適格都道府県センター)

弁護士

指定暴力団
事務所

委託契約

周知

相談

事務所使用
差止訴訟

付近住民

事務局からのお知らせ

退任あいさつ



前事務局長
西原 晋二

このたび3月31日をもちまして、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議を退職させていただきました。

平成29年4月1日就任以来、永きにわたり、心温まる格別のご支援を賜り、お陰様をもちまして何とかその任を終えることができました。ここに心から厚く御礼申し上げます。今後は一市民として「暴力団のいない、安全で安心な社会づくり」に少しでも貢献できればと思っております。

就任あいさつ



新事務局長
加藤 龍一郎

このたび、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の事務局長に就任しました。

本年は、暴対法が施行されてから30周年と言う節目を迎える年に着任し身が引き締まる思いでおります。県民総ぐるみの暴力団追放運動を力強く推進するため、当県民会議の一員として最善を尽くす所存です。皆様のご支援、ご協力をお願いします。

県民のつどい開催のご案内

下記のつどいを開催します。県民総ぐるみによる暴力団排除活動に積極的な参加をお願い申し上げます。

暴力団追放県民のつどい
～暴力団対策法施行30周年記念～
日時 2022.10.27(木)

場所 千葉県教育会館 新館 大ホール 千葉市中央区中央4丁目13番10号

賛助会員募集

千葉県暴力団追放県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人等の方々を「賛助会員」として募集しています。令和4年5月現在26団体267企業にご加入していただき、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。



民暴110番協定

この制度は、暴力団とのトラブルなどについて、千葉県弁護士会・千葉県警・千葉県暴力団追放県民会議が連携して対処するものです。暴力団問題でお困りの方は、千葉県暴力団追放県民会議等にご相談ください。

- 入会手続／千葉県暴力団追放県民会議事務局 (043-254-8930)までご連絡ください。入会申込書をお送りします。
- 賛助金／千葉県暴力団追放県民会議は、公益財団法人ですので、賛助金は税法上の優遇措置を受けることができます。

賛助会員の皆様には、会員章（縦45cm・横15cm）の交付、機関紙、暴追資料・ポスター等の配付を行います。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL : 043-254-8930 FAX : 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp/> [ツイニゴヨーカクザゼロ] 検索

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

